

## 役員、評議員及び委員の報酬等の支給の基準

社会福祉法人 由木かたくりの会

## 役員、評議員及び委員の報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人由木かたくりの会の役員、評議員及び委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。委員とは、評議員選任・解任委員会委員、運営協議会委員及び第三者委員をいう。

### (理事会、評議員会等時の出席報酬)

第3条 役員、評議員及び委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、運営協議会、第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、運営協議会、第三者委員会以外で法人及び事業の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会・評議員会・委員会・協議会以外で法人及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が理事会・評議員会・委員会・協議会以外で法人及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第6条 役員、評議員及び委員が、法人業務のため出張する場合は、原則として職員旅費規程を準用する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支

払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(付則)

この規程は、平成18年11月1日より適用する。

(改正)

平成20年 5月25日

平成25年 4月 1日

平成29年 1月 1日

平成29年 6月26日

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	5,000円	15k以内 1,000円 30k以内 2,000円 30k以上 4,000円
評議員会出席報酬	5,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円	
運営協議会出席報酬	5,000円	
第三者委員会出席報酬	5,000円	

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬（非常勤）	（時給） 1,320円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

※理事及び監事が法人及び施設運営業務に従事した場合による各年度の報酬等の総額は、2,000,000円を上限額とする。